

医療費控除は医療従事者等が行う医療行為もしくは医療類似行為が対象です。

医療従事者とは、医師、歯医者、看護師等、柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ師となっています。

ですから、整体に通って、今まで治らなかつた腰の痛み、膝の痛み等が治ったという人は多いと思いますが、如何に効果があつても、整体師さんは正式に認められた医療従事者ではありませんので、医療費控除の対象となりません。(接骨院は柔道整復師さんですので整体師さんではありません。)

また医療器具として認証されているものを民間業者の勧めで購入しても、医者からの処方によるものでないと医療費控除の対象となりません。

医療とは病気や怪我を直す行為です。

ワクチン接種は予防ですから治療ではありません。よつて医療費控除の対象外です。

治癒とは直つたということですが、元の状態になつたということではありません。これ以上、治療しても好転が見込めない状態を言います。つまり障害が残ることもあります。

骨折をして治療のためにギブスをし、松葉杖をつくことになつた松葉杖代は治療のために必要な用具ですから医療費控除の対象です。しかし、その後、障害が残つて、杖をつかなければ歩けなくなつたとしても、その杖代は医療費控除の対象とはなりません。

当初、介護病棟、老人保健施設は医療施設なのでその費用は医療費控除の対象となり、特別養護老人ホームは福祉施設なので医療費控除の対象にならないとされました。それを不服として裁判が行われましたが、裁判所は、特別養護老人ホームにも医療行為は認められるがその部分を区分できないとして、納税者側に敗訴を言い渡しました。

その結果を受けて、法改正が行われ、特別養護老人ホームにかかる費用の半分を医療費控除の対象としました。

施設における介護は、その領収書に医療費控除対象額が書かれていますので、それにより判定することができます。一貫的なサービスを受けていますから、領収書にもサービス内容の漏れはないでしょう。

少し気になるのが居宅サービスです。

さて、居宅介護と訪問介護とがありますが、どう違うのでしょうか。

内容的にはほとんど同じです。

居宅介護は、障害者福祉サービスによる居宅における介護サービスです。

訪問介護は、介護保険サービスによる居宅における介護サービスです。

つまり、介護には、障害者福祉によるものと介護保険によるものがあります。

看護、リハビリ等は医療行為です。介護は福祉行為です。

看護、リハビリ等は医療行為ですから、医療費控除の対象です。

介護はそのままでは医療費控除の対象とはなりません。看護行為等と関連していれば、医療行為の付随行為と考えて、医療費控除の対象となります。

生活援助中心型の介護は医療費控除の対象となりません。

ここでいう生活援助とは、「食事の準備をする」「掃除をする」「洗濯をする」等の行為になります。

「食事をさせる」「入浴させる」「排便排尿させる」「着替えさせる」、これらもちょっと考えると生活援助ではなかと勘違いしますが、これらは「身体介護」といつて「生活援助型」と区分されています。

看護と介護の一体型事業所の場合は間違ふことはないと思うのですが、連携型事業所等では、医療費控除の対象になるのではないかと思われるものでも領収書にその旨の記載のないものがあるように感じます。ちょっと注意です。

なお、時代の変化により、社会の要請により解釈が変わります。

介護は地域連携が推進されていますので、医療費控除の対象が増えているように感じますし、ワクチンも例外として医療費控除の対象になるものもあります。ですから、現在の原則的な解釈として理解していただけたらと思います。